

岐阜県公報

第 三 十 号

令和元年八月十六日

(金曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課) 一六七
道路の区域変更	(道路維持課) 一六八
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 一六八
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課) 一六八
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所) 一六九
公 示	
職業訓練指導員試験の実施	(労働雇用課) 一七一
公共測量の実施	(用 地 課) 一七二

告 示

岐阜県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
養老郡養老町橋爪字天待九（次の図に示す部分に限る。）、十、字岡山一四三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考
大谷根		野尾線		揖斐郡揖斐川町谷汲高から		同 郡 同 町 同 地 先		同 郡 同 町 同 地 先		同 郡 同 町 同 地 先		A及びBに係る表示は、敷地の区分をい
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
八〇・八	四二・七	八三・〇	五二・九	五二・九	九六	五二・九	九六	一七〇・二	一九四・六	三〇・五	三三・五	
一六六・三	一六二・四	三四・二	三五・九	三五・九		一九〇・二		一九四・六				

岐阜県告示第百五十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

須原 1	美濃市須原
字小洞	一六八番一 一号
字小洞	一六一番一 二号から六号まで
字作道	二六六番一 七号
字作道	一九五番一 八号
字小洞	一七七番一 九号
字小洞	一六七番二 十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	指 定 日
羽島郡岐南町下印食一丁目二八番 一六	四・八五 メートル	三・三 メートル	岐西建築第 八〇号	平成 三・四・二四

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

位	置	幅員	延長	指定番号	指月日定
恵那市長島町中野字前田六六一番一三		五〇〇	三三〇〇	○号	令和元・五・七
恵那市大井町字土ヶ根二六三三三番一八、同番二四		六〇〇	六・四	○号の三	同 五・七
中津川市手賀野字会所沢一七五番一〇九、一七五番六〇四及び一七五番六〇七		六〇〇	一五・七	東建築第八〇号の二	同 六・四

東濃建築事務所長

位	置	幅員	延長	指定番号	指月日定
関市小瀬字八幡前三六番四		六〇〇	四・九	○号	平成三・四・五
美濃加茂市本郷町八丁目字下後世針六八五番一九		四三〇	四・七	○号の二	令和元・六・三
美濃加茂市加茂野町鷹之巣字字見一七七番四		六〇〇	五・一〇	○号の三	同 六・二〇

中濃建築事務所長

位	置	幅員	延長	指定番号	指月日定
揖斐郡大野町大字上秋字伊勢田一一二〇番四		六〇〇	四・九	八〇号の二	同 四・六
安八郡輪之内町福束字袴代二〇六〇番四		六〇〇	一四・〇〇	八〇号の三	令和元・五・五
瑞穂市十九条字河原一〇五番四及び一〇五番二の一部		四八五	三・九六二	岐西建築第四〇号の四	同 五・三
瑞穂市別府字堤内三ノ町八三九番九		四三六	三・〇〇	岐西建築第五〇号の五	同 六・六
瑞穂市十九条字河原一三〇番四		四四七	三・一三	岐西建築第六〇号の六	同 六・三
揖斐郡大野町大字五之里字八幡西七三二番四及び七三〇番の一部		六〇〇	三・五	岐西建築第七〇号の七	同 六・六
揖斐郡大野町大字五之里字八幡西七三二番一〇及び七三〇番の一部		六〇〇	三・六	同	同
羽島郡岐南町伏屋三丁目三三番四		四八五	三・五	岐西建築第八〇号の九	同

岐阜県告示第百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場	所	指定年月日
外科	佐本 洋介	国民健康保険上矢作病院	恵那市上矢作町三一	一・二	令和元 七・元
呼吸器内科	系魚川英之	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六	一	同
腎臓内科	伊藤 和則	同	同	同	同
心臓血管外科	山本希普仁	同	同	同	同
循環器内科	舟久保 浩	同	同	同	同
整形外科	杉浦 洋貴	同	同	同	同
内科	若山 孝英	医療法人社団構会 新生病院	揖斐郡池田町本郷一五	五・一	同
泌尿器科	加藤 成一	大垣市民病院	大垣市南類町四	八六	同
内科	朝井 基裕	医療法人社団耀和会 濃成病院	可児市広見八五一	八	同
同	井出雄一郎	ふくろう在宅クリニック	各務原市蘇原野口町五	一三〇	同
外科	山中 雅也	総合病院 中津川市民病院	中津川市駒場一五二	二	同
同	吾妻 祐哉	同	同	同	同

同	草深 裕光	同	同
同	岡 裕也	揖斐川町春日診療所	揖斐郡揖斐川町春日六合三四二〇

公 示

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

三 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、同条の表の下欄又は規則別表第十一の三

の免除の範囲の欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

令和元年十月二十五日（金）

各務原市テクノプラザ二丁目二番地アネックス・テクノ2内

岐阜県成長産業人材育成センター三階 三二一研修室三

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類（合格証書、免許証等の写し）

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本（試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要）

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください（消印はしないでください。）。

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

令和元年八月二十日（火）から同年九月二十日（金）までです。

郵送の場合は、同年九月二十日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

令和元年十一月二十九日（金）に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します（不合格者には

通知しません。)

また、この試験に合格した者には、申請(別途申請手数料が必要)によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

令和元年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果
職業訓練指導員試験の得点
- 2 提供期間
合格発表の日から一か月間
- 3 提供する場所
情報公開・個人情報総合窓口(岐阜県庁二階 電話 五八 二七二 一一一 内線二二九六)
- 4 提供を受けるために必要な書類等
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要で
す。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

- 1 受験申請書は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。
なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒(角形二号)を必ず同封してください。
- 2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。
- 3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。
- 4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課人材育成係(電話 五八 二七二 一一一 内線三三三三)に問い合わせてください。

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜市
- 二 作業種類
公共測量(都市計画基本図作成)
- 三 作業期間
令和元年八月九日から
令和二年三月二十日まで
- 四 作業地域
岐阜市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により郡上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
郡上市
- 二 作業種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 三 作業期間
令和元年六月二十七日から
令和二年三月三十一日まで
- 四 作業地域
郡上市